

固定資産税の減額制度

認定長期優良住宅の減額

▼要件 次の要件を全て満たす住宅

- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づく認定を受けて平成30年3月31日までに新築
- 居住部分の床面積が50平方メートル（一戸建て以外の賃貸住宅は40平方メートル）以上280平方メートル以下

○併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上

▼範囲 当該家屋の居住部分120平方メートル相当分までの固定資産税額の2分の1

▼期間 ①一般住宅（②以外）：課税開始年度分から5年度分

②3階建て以上の中高層耐火住宅など：課税開始年度分から7年度分

▼手続き 新築した翌年の1月31日までに所定の申告書

と認定通知書の写しを税務課に提出

《認定の問合せ》県住宅政策課
☎078-1341-7711

住宅改修に伴う減額

一定の要件を満たす住宅の改修工事（補助金などを除く工事費用の合計が50万円以上）を行った場合、固定資産税を減額します。工事が完了した日から3カ月以内に申告してください。

■住宅耐震改修

▼要件 昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅

▼範囲 当該家屋の120平方メートル相当分までの固定資産税額の2分の1

▼期間 改修工事完了年の翌年度分（ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する

「通行障害既存耐震不適格建築物」の場合は2年度分）



■住宅のバリアフリー改修

▼要件 平成19年1月1日以前から市内に所在し、新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸を除く）

○改修後の床面積が50平方メートル以上

▼範囲 当該家屋の100平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1

▼期間 改修工事完了年の翌年度分のみ

■省エネ改修

▼要件 平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅（賃貸を除く）

○改修後の床面積が50平方メートル以上の住宅

▼範囲 当該家屋の120平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1

▼期間 改修工事完了年の翌年度分のみ

■住宅改修共通

▼改修の完了日 平成30年3月31日まで

《申込み・問合せ》税務課
☎21-9046または各振興局市民福祉課



身体などに障害がある方へ 軽自動車税を減免します

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を所持している方で、一定の要件に該当し、期限までに減免申請をした方は、軽自動車税の減免を受けることができます。

▼減免の対象となる軽自動車

主に障害者の移動手段として継続的に使用している次の軽自動車等が対象です。また、減免できる台数は障害者1人に対して1台（普通自動車含む）までで、運転者が重複しない場合に限りです。

- 障害者またはその家族で生計を一にする方が所有する軽自動車等
- 障害者のみの世帯の方が所有するもので、その方を常時介護する方が運転する軽自動車等

▼申請期限

5月31日(水)

▼注意事項

- 軽自動車税の減免を受けると、自動車税（県税）の減免は受けられません。また、豊岡市障害者福祉タクシー利用料金助成事業および外出支援サービス事業も利用できなくなります。
- 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方自身が運転する場合は、減免はありません。
- 一定の要件や減免申請の方法は、問い合わせてください。

《申込み・問合せ》税務課☎21-9045または各振興局市民福祉課





ビオトープと生きもの

市内では各地に水田ビオトープが作られるようになり、湿地の生きものが増えてきました。生きもの調査ではコオイムシやミズカマキリ、ゲンゴロウなどがたくさん見つかります。この水田ビオトープで増えてきた昆虫の一つがモートンイトトンボです。

モートンイトトンボって？

兵庫県版レッドリストでは絶滅危惧種のAランクに入る希少種です。全長約3cmの小さなイトトンボですが、オスは腹部の先端がきれいなオレンジ色をしていて簡単に見分けられます。メスは少し小さく全体が薄い緑色です。豊岡では、5月下旬ごろから平地丘陵地の湿地や浅い池に現れ

始めます。

円山川の汽水域に生息する国の絶滅危惧種のヒヌマイトトンボと同じグループ(属)に入り、よく似ていますが、モートンイトトンボは目の横にハート♥のマークがあります。

コウノトリも、イトトンボも

県内では湿地の減少とともに、モートンイトトンボの生息地が各地で減少する傾向にあります。しかしながら、コウノトリ野生復帰の取組みで市内の水田ビオトープは広がりつつあり、コウノトリはもちろん、モートンイトトンボにも良い生息場所になっているのです。

(コウノトリ市民研究所 文 上田尚志/写真 高橋 信)



健康づくりは、地域づくり

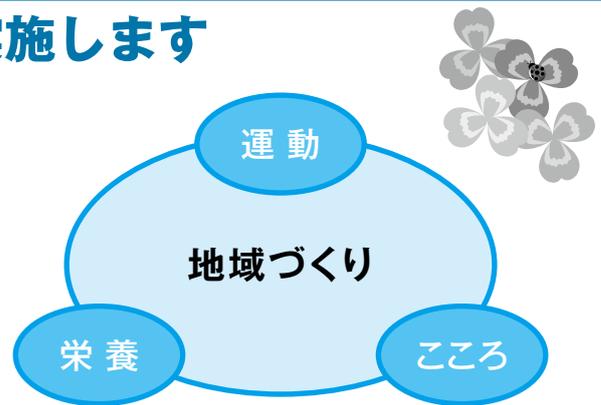
健康をすすめる地区活動を実施します

健康をすすめる地区活動とは、健康増進に向けて「運動・栄養・こころの健康づくり活動」を区長や健康推進員が中心となり、健康づくり事業を実施する市民の自主的な活動です。

平成28年度も地域でウォーキングや認知症予防の健康教室等、健康づくり活動が活発に実施され「認知症についての正しい知識が得られた」「正しいラジオ体操の方法を教えてもらって、修正できた」という感想がありました。

3月から5月にかけて校区ごとに「健康づくりは地域づくり」をテーマに、区長や健康推進員を対象に地区別説明会を開催しています。市民の皆さんも、取り組んでみたい健康づくりがありましたら、区長や健康推進員に相談してください。

《問合せ》健康増進課 ☎24-1127



《健康をすすめる地区活動の六つのテーマ》

運動	○歩くことによる健康づくり(歩キング) ○「玄さん元気教室」をしよう ○健康運動教室をしよう
栄養	○バランスのとれた減塩をしよう
こころ	○認知症を予防しよう ○こころの健康を保とう



▲屋外で歩キング教室



▲バランスのとれた減塩講座



▲認知症予防に挑戦